

／	／	／	／	／	／	／	／	／	／
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

回 覧

令和3年5月3日

自治会の皆様へ

蔵持町里自治会

5 月度役員会議事・連絡事項

日 時 令和3年5月2日（日）18:00～

場 所 里コミュニティセンター

自治会長挨拶

本格的な農繁期に入る一方、例年とは様相が変わった連休ではありますが、区民の皆さまにおかれましては、ご多忙でお疲れのところご苦労様です。

今後とも自治会委員の皆様のご理解ご協力を賜りますよう宜しくお願い致します。

役員会に先立って

地域振興交付金について市地域経営室から説明を受け、質疑の場をもちました。詳細は別項で報告します。

議題

① 地域振興交付金の申請、請求に向けて

令和3年度収支補正予算書（案） 本年度予算書は総会で承認していただいたことの重みをふまえ、必要最小限手直し（別項で補足）して役員会で承認していただきました。その場で補正予算書~~（案）~~を添えて申請書と請求書を市（地域経営室）に提出し、交付の手続きを行いました。

① 令和3年度（令和元年度）賦課金・協力金の徴収について

- 5月末を目途に上期分の賦課金の納付をお願いします。各組長さんは、各家宛の賦課金徴収票をもとに上期分の徴収をし、5月末を目途に会計まで納入してください。
- 協力金については企業等へ、お願いと請求書を書記と会計が持参して出向き徴収に当たります。

② まちづくり委員会より 4月24日（土）19:00～

- 今年度の町づくり委員会定期総会は中止となり書面表決へと変更になりました。委員の皆さんはよろしくお願いします。書面表決総会は 5/9（日）13:00~市民センターにて。
- 6月6日（日）クリーン作戦を実施します。 8:30~里コミュニティセンターに集合してください。雨天の場合は中止とします。
- 高齢者を対象としたワクチン接種が今月末から始まるということですが、医療従事者がまだ大分残っているとも言われています。このような状況で、ウイルスの「進化」に追いつけるのかどうか非常に不安です。ウイルスが生物か否かはともかく、単細胞以下のレベルの敵に人類は翻弄されています。その闘いにおいて、世界の一部ではやっと「勝利」の兆しが垣間見えてきたようですが、日本ではむしろさらに危険な局面にさしかかっている危惧があります。我々としては関係機関の努力に期待するしかありません。

⇒ 県や市のホームページにも注目してください。

③ その他報告事項

- 税務署申告・納税の完了 法人税額は 900 円、地方税は昨年と同様（県民税＝22,000 円、市民税＝50,000 円）でした。
- 6月13日（日）に新設歩道等の草刈りを予定しています。詳細については後日【回覧文書】を配布します。また 6月の役員会(1週間前)で詳しい打ち合わせをします。
- 緊急連絡先名簿へのご協力ありがとうございました。
- 4/27 公判は延期となりました。まだまだ時間がかかりそうです。
- 5/7（金）市下水道室から臭気報告／ワイズコーポレーション（＝“ぎゅーとら” 横に従業員用託児施設の建設を担当）が説明のため訪問の予定。
- 5/14（金）19:30~（コミュニティセンター） 区の要望事項の進捗状況について市幹部と区役員会との話し合いを行います。役員は出席してください。
- 排水機場巡回等 5組 ⇒ 6組に。よろしくお願いします。

【回覧文書】「令和3年度収支補正予算書(案)」 「蔵持市民センターだより」 「学校 NEWS」 「ベルマーク一覧表」 各種ポスター

次回自治会役員会 6月6日（日）11:00~ （クリーン作戦の後で）

- ① 賦課金・協力金の徴収について ②歩道等の草刈り ③まちづくり委員会から ④その他

役員会に先立って行われた市地域経営室からの説明と質疑内容

4月6日（火）、10：00からコミュニティセンターにて地域振興交付金についての説明を受けました。市からは地域支援室の中木屋室長及び山川地域マネージャーが参加し、4役が対応しました。非常に重要な内容であったので、4役が代弁して役員会で説明するよりも、市が参加して直接話をするほうが良いということで、そのための場を5月2日の役員会にて設けました。

当交付金については市の条例、「名張市地域振興交付金規則（平成12年9月28日規則第42号）」（4月6日に市から資料提供）で細かく定められているとのことです。それは、毎年必要書類を添えて申請、請求してはじめて交付されるものであり、その運用にもいろいろルール、制約があると説明されました。例えば、交付金は1年間で全額使い切る必要があり、余れば市に返金する、また、使途としては貯金や積み立て、報酬などには当てられない、などです。

このことについては、中央浄化センター増設事業等にかかわっての市と里区の交渉過程、区の要望事項についての協定書の締結時は勿論、その後1年間に渡っても全く言及がなかったものです。私どもとしては、交付金は議会の承認を待つだけで、あらためて申請、請求が必要だという判断は起こりようがありませんでした。

しかるに、この時期になってからこういう問題が出されるのは、すでに決まっていることについて後から新たなルールを持ち出す、「後出しジャンケン」のような後味の悪さを感じます。去年の、農道舗装に関する区の負担金のお話を思い出してしまいます。

こうした経緯からすると、今回の問題は明らかに市の不手際によるものであり大変遺憾です。市は改めて釈明文書を出して区民の理解を得たいとのことです。

補正予算の必要最小限の修正について

ここで必要最小限とは、上記の市の規則に抵触しないようにするためということです。そのために、旧来からの財源でまかなわれていた事業に交付金を当て、旧来からの財源を交付金で認められない積立金等にふりあてたというイメージです。勿論、お金に色はついていませんので、実質上は交付金を積立金等に流用したことと変わりはないと理解しています。内輪の話としておきます。